

第 1 0 4 号議案

足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例

足立区社会教育委員条例（昭和 5 4 年足立区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会教育法の改正に伴い、委員の委嘱の基準を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。